

秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務  
(令和7年度債務負担行為設定) (長期継続契約)  
仕様書

秦野市教育委員会教育部学校教育課

## 1 件名

秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務（令和7年度債務負担行為設定）（長期継続契約）

## 2 目的

令和7年度に整備した学習用端末（以下「端末」という。）の使用に当たり、児童生徒に公正に個別最適化された学びや創造性を育む教育ICT環境を維持し、効果的・効率的な活用を支援することを目的とする。

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 4 委託場所

秦野市文京町地内外

## 5 保守対象

学習用端末 10,977台 (Lenovo 500e Chromebook Gen 4s)

## 6 業務内容

### (1) アカウント管理

Google、学習e-ポータル（L-gate）、授業支援ツール（ロイロノート）及び学習ドリルアプリの児童生徒・教職員用アカウントについて、シングルサインオンを可能にした上で学校及び教育委員会からの申請により、次の処理をすること。

ア 入学、卒業、転入、転出等に伴う児童生徒アカウントの作成及び停止（削除）処理

イ 市内転居に伴う児童生徒アカウントの所属の変更処理

ウ 新規採用、退職等に伴う教職員アカウントの作成及び停止（削除）処理

エ 児童生徒、教職員アカウントの年度切り替え時の異動処理

オ パスワードのリセット処理

(2) 端末設定・管理

端末情報の設定や管理について、次の作業をすること。

- ア 製造番号、アセット ID、最終ログイン情報(日時、接続 IP アドレス等)の管理
- イ Chrome OS のアップデート更新周期の制御
- ウ 端末紛失時のロック設定

(3) アプリケーション等管理

学校及び教育委員会からの申請により、次の処理をすること。

- ア アプリケーションの配信
- イ ブックマークの配信
- ウ 拡張機能の配信

(4) ヘルプデスク設置

ヘルプデスクを設け、学校及び教育委員会からの次の問い合わせに対応すること。

- ア 端末、アプリケーションの不具合
- イ 端末、アプリケーションの操作方法
- ウ Google 管理コンソールの操作方法

(5) センドバック保守

ア 端末故障時は、原因切り分けを行い、修理が必要な場合は、端末メーカーへ保証確認と修理・見積依頼を行うこと。ただし、初年度の自然故障は端末納品事業者が対応するため、この限りではない。

イ 故障機が発生した月は教育委員会に訪問し、故障機を回収すること。修理前のデプロビジョニングは教育委員会にて実施する。

ウ 交換・修理に係る実費については教育委員会が負担する。

エ 修理後の再キッティング及び返却は受託者が負担すること。

オ 受託者は、対応結果について月次報告書にて教育委員会に報告すること。

(6) 説明会

教育委員会及び教職員に対してオンライン説明会を初年度 1 回のみ実施すること。

なお、内容の詳細は教育委員会と協議のうえ決定する。

ア 年次途中のアカウントの追加、削除等の申請方法

- イ アカウムの年次更新内容の申請方法
- ウ 端末設定及びアプリケーション追加配信等の申請方法
- エ 修理の依頼方法

## 7 業務体制

受託者は、プロジェクト責任者（正）及び（副）を配置し、当市の支援業務を円滑に進める支援体制を整えること。

## 8 再委託の禁止

- (1) 受託者は、委託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による発注者の承諾を得なければならない。

## 9 その他

- (1) ヘルプデスクの受付時間は、年末年始（12月29日から1月3日）及び土曜日・日曜日と国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。
- (2) ヘルプデスクは、学校専用コールセンターサービスを有し、フリーダイヤルで専用オペレーターに問い合わせができる環境を整えること。
- (3) MDM設定値の見直しが必要になった場合は、教育委員会と協議の上、保守の範囲で対応すること。
- (4) ヘルプデスクの受付や設定変更等の保守業務に関する対応内容を、月次報告書として教育委員会に月1回提出すること。
- (5) 端末の円滑な稼働を確保するために必要となる情報（Googleからのお知らせメール等）を確認し、必要に応じて教育委員会への情報共有や、対応を行うこと。

## 10 セキュリティ要件

次のいずれかの認証を取得していること

- (1) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：ISO/IEC27001若しくはJISQ27001）

(2) プライバシーマーク

11 機密保持

- (1) 受託者は、作業を通じて知り得た本市に関する情報をいかなる理由があっても他に漏らしてはならない。なお、本項目については、保守委託期間終了後又は契約解除後においても効力を有するものとする。
- (2) 受託者は、作業を通じて知り得た本市に関する情報について、これを無断で複製又は使用してはならない。

12 支払方法等

本契約における料金の支払いについては、毎月月末締め翌月請求とし、その請求書受理日から30日以内に支払うものとする。